

議案第42号

鯖江市神明健康スポーツセンター設置および管理に関する条例の全部改正について

鯖江市神明健康スポーツセンター設置および管理に関する条例を別紙のとおり全部改正する。

令和6年5月29日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

指定管理者制度の導入に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市神明健康スポーツセンター設置および管理に関する条例

鯖江市神明健康スポーツセンター設置および管理に関する条例（平成2年鯖江市条例第9号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 この条例は、スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため、鯖江市神明健康スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）の設置および管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（名称および位置）

第2条 スポーツセンターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称 鯖江市神明健康スポーツセンター

位置 鯖江市北野町第16号7番地

（開館時間）

第3条 スポーツセンターの開館時間は、午前9時から午後10時までとし、日曜日は午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第4条 スポーツセンターの休館日は、次のとおりとする。

（1） 毎週火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日）

（2） 祝日法による休日（日曜日に当たるときは、次の開館日）

（3） 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

2 教育委員会が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日を変更し、または臨時に休館することができる。

（使用の許可）

第5条 スポーツセンターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) スポーツセンターの施設または設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、スポーツセンターの管理上支障があると認められるとき。

（使用の制限）

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、または許可を取り消し、もしくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) スポーツセンターを使用する者（以下「使用者」という。）が許可を受けた使用の目的に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく規則もしくは教育委員会の指示した事項に違反したとき。
- (3) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし、または不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、スポーツセンターの管理上特に必要があると認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、または許可を取り消し、もしくは使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じても、教育委員会はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第6号に該当する場合は、この限りでない。

（使用権の譲渡等の禁止）

第7条 使用者は、スポーツセンターの使用の権利を他人に譲渡し、または転貸してはならない。

（使用料）

第8条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 既に納入された使用料は返還しない。ただし、使用者の責めに帰することのできない

理由その他特別の理由があると認めるときは、その使用料の全部または一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公用または公共の用に供するときその他特に必要があると認めるときは、別表第1項の基本使用料に限り減額し、または免除することができる。

(指定管理者による管理)

第10条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、スポーツセンターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により教育委員会が指定管理者に管理を行わせる場合は、第3条および第4条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、開館時間を変更し、または休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第5条および第6条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務)

第11条 前条の規定により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) スポーツセンターの使用の許可に関する業務
- (2) スポーツセンターの施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(利用料金)

第12条 第8条の規定にかかわらず、第10条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、使用者はスポーツセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。
- 3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める額とする。
- 4 指定管理者は、教育委員会が定める基準に従い、基本使用料に相当する部分の利用料

金を減額し、もしくは免除し、または返還することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(過料)

第14条 偽りその他不正の行為により、この条例に定める使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定およびこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

別表

1 基本使用料

(1) 専用使用

種別区分		時間区分	自 9:00	自 17:00
			至 17:00	至 22:00
体育館	アマチュアスポーツに使用するとき。	1時間当たり	1,200円	1,700円
	集会・講演会等に使用するとき。	1時間当たり	4,600円	6,300円
	興行・展示会・催物等に使用するとき。	1時間当たり	10,500円	15,700円
ホール	アマチュアスポーツに使用するとき。	1時間当たり	300円	400円
	その他	1時間当たり	1,100円	1,300円

摘要

- 1 体育館を分割してその一部を専用使用する場合は、最小区画を全体の6分の1に相当する区画とし、1区画当たりの基本使用料は、全体を専用使用する場合の基本使用料の6分の1に相当する額とする。
- 2 この表に定める時間区分以外の時間に施設を使用する場合の基本使用料は、17時から22時までの時間区分による当該施設の基本使用料の単価を適用して算出した額とする。
- 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

(2) 個人使用

種別区分		時間区分	自 9:00 至 17:00	自 17:00 至 22:00
		体育館	高校生以下	100円(2時間)
ホール	一般	100円(2時間)		

摘要
使用時間に2時間未満の端数があるときは、その端数を2時間として計算する。

2 加算使用料

次の各号に該当する使用料の額は、基本使用料に次の率を乗じて得た額を加算する。

- (1) 営利事業、宣伝その他これらに類する目的のために使用し、入場料その他これに類するものを徴収しない場合 100%
- (2) 営利事業、宣伝その他これらに類する目的のために使用し、入場料その他これに類するものを徴収する場合 200%
- (3) 市外に住所を有する者が使用する場合(個人使用を除く。) 20%

3 附属設備使用料

種別区分		単位	金額
照明設備	体育館	1時間当たり	教育委員会が別に定める額

摘要

- 1 体育館を営利目的に使用する場合の使用料は、附属設備使用料の2倍の額に相当する額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 3 その他附属設備使用料に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

4 端数計算

使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。